

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日：令和6年2月22日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和5年5月25日
	訪 問 調 査 日	令和5年10月20日
	評価結果の確定日	令和6年1月31日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	救世軍愛光園	種 別	児童養護施設		
事業所代表者名	施設長 中瀬 陽一	開設年月日	昭和28年8月1日		
設置主体	社会福祉法人 救世軍社会事業団	定 員	30人	利用者数	25人
所 在 地	〒737-0862 広島県呉市狩留賀町3-5				
電話番号	0823-27-5361	FAX番号	0823-27-5362		
ホームページアドレス	http://aikoen.salvationarmy.or.jp/				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業 児童養護施設	毎月：避難訓練、誕生日会 クリスマス会、招待行事(サッカー、野球)
○第二種社会福祉事業 児童家庭支援センター	卒業祝い、イースター、ハロウィン、旅行(ホーム毎)
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室総数 23 室	○食堂 2か所 ○トイレ 2か所
・居室内訳(1人部屋) 18 室 ※各児童ユニット6室	○キッチン 1か所 ○洗面所 1か所
(2人部屋) 3 室 ※各児童ユニット1室	○浴室 1か所 ○相談室 1か所
(3人部屋) 2 室 ※乳児ユニットのみ	○学習室 1か所 ○会議室 1か所
(4人部屋) 1 室	○地域交流室 1か所 ○事務室 1か所
(幼児部屋) 1 室	○心理療法室 1か所 ○宿直室 2か所
	○自立訓練室 兼 親子訓練室 1 場所 ○ショートステイ 1 場所

職員の配置

職 種	人 数 (うち常勤の人数)	職 種	人 数 (うち常勤の人数)
施設長	1人(1人)	里親支援専門相談員	1人(1人)
副施設長	2人(2人)	自立支援担当職員	1人(1人)
保育士	7人(6人)	調理員	3人(2人)
児童指導員	10人(10人)	嘱託医	1人(0人)
心理療法担当職員	1人(1人)	事務員	2人(1人)
家庭支援専門相談員	1人(1人)		

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

救世軍愛光園は、社会福祉法人救世軍社会事業団が同じく呉市内にある豊浜学寮とともに、広島県内で運営している児童養護施設です。同法人は全国5都道府県で事業を展開しており、広島県内では同市内で保育所も運営しています。救世軍愛光園は呉市の広島市寄りにあり、国道とJR呉線沿いの海に面した敷地に立地しています。昭和28年に開設し、平成28年に現在の場所に新築移転しました。建物は3階建てで、2・3階に5～7人ずつのユニットが計4つ、1階は事務室・相談室・地域交流室などが配置されています。幼児・低学年用のユニットを除いて残り3ユニットについては、子ども各自に個室があり鍵も子ども自身で管理するルールとなっていました。スタッフの勤務は、当直制はありますが泊まり込みでなく通いの形態でした。

第三者評価の受審は今回で4回目となり、職員による自己評価がきちんと行なわれており、前回の課題であった中・長期計画もすでに策定され、前向きに取り組んでおられることがうかがえました。

◎特に評価の高い点

- (1)事業計画の策定は、少数の幹部職員だけでなく、心理・家庭支援・自立支援という部門毎に加えて、養護部門においてはユニット毎に多角的な視点で担当者が策定しておられました。そして、年度途中で職員会議の中で進捗状況の報告や振り返る機会を確保し、施設全体で共有し活用されていて、生きた計画となっていることがうかがえました。(管理運営編 No.4:適切な事業計画策定)
- (2)職員の就職1年目の有給休暇について、従来は半年勤務後に10日間付与していた日数を、採用月から5日間、さらに半年経過後に5日間の付与と取得方法を変更することで、特に不調をきたしやすい新任職員の職場への定着に配慮がされています。また、看護休暇も従来の5日間から10日間に増やすなど、子育て世帯の職員も含め、職員が安心して働ける環境づくりに力を入れておられます。(管理運営編 No.10:職員の就業状況への配慮)
- (3)自立支援計画の作成の流れや見直しを行うポイントを「自立支援計画書について」としてまとめ、職員間で共有し、自立支援計画の策定・見直しの基本としておられます。自立支援計画は、6か月毎に見直しをされていますが、毎月のカンファレンスで、子どもの状況を確認し、新たな課題が見い出される度に計画の見直しを行い、支援内容の充実に努めておられます。(サービス編 No.6:自立支援計画の評価・見直し)
- (4)食に興味のない子どもも多く、今年度より、調理スタッフと生活支援スタッフが連携して年齢毎の食育の中長期計画を策定し、骨のある魚を食べる体験なども取り入れながら、食事の大切さやマナーが身に付くよう取り組まれています。(サービス編 No.8:食事)

◎特に改善を求められる点

- (1)新任職員研修の内容がカリキュラム化されていないという自己評価でしたが、実際には採用初年度にはオリエンテーションもあり、新任段階で必要な研修は施設として考えて実施されているようでした。現在行われている研修をリストアップして、新任職員研修として研修体系に積極的に位置づけてはいかがでしょうか。(管理運営編 No.11:職員の質の向上に向けた体制)
- (2)苦情にまでは至らない意見や要望に対応する仕組みを明文化したものが確認できませんでした。苦情処理体制はきちんと明文化されており、苦情の記録様式には要望も記入できるようになっていましたので、苦情対応に準じた仕組みを想定されているものと思われました。意見や要望についても対応のめられない仕組みを検討いただき、フローチャートやマニュアルとして明文化されることを提案します。(管理運営編 No.24:意見を述べやすい体制の確保③)
- (3)LGBTQなど性の多様性を重視する昨今の状況もふまえ、入所児童が当事者である可能性があるとの意識をもち、性教育を職員研修のテーマに取り入れるなど職員の学習機会の提供を提案します。(サービス編 No.17:性に対する正しい理解)

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度は、第三者評価審査ありがとうございました。結果内容を今後の施設運営に活かせるよう職員で共有し良いと評価されたところは継続し、更に向上するよう努めていきたいです。

また、評価の低いご指摘のあった項目につきましては、定例職員会議等で共有し、職場の強み不得手なところなど分析し、改善策を講じサービスの向上に向けて取り組んでいきたいと存じます。

評価調査者が当施設の運営、職員の働く姿勢をととも好意的に捉えてくださいました。その中で、さらなるサービス向上に向けたアドバイス、改善点を親切丁寧の説明していただき改善への道筋が立てやすくなり感謝しています。

次回受審の際は、現状よりも向上した施設になっているよう取り組んでいく所存であります。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設

1 福祉サービスの基本方針と組織 (法人・施設)	(1)理念・基本方針 自己評価:N0.1-2	理念は、「ミッション・ステートメント」として掲げ、施設のパンフレットやホームページ、事業計画等に明文化しておられます。支援の基本とされている「心を育てる養護」の実現に向けた取り組み方針を、職員の意見も取り入れながら事業計画書としてまとめ、職員全員と共有し、定期的に振り返る機会を設けておられます。
	(2)計画の策定 自己評価:N0.3-4	前回の受審時に課題となっていた中・長期計画については、人材育成や既存施設のあるべき姿、また、今後予定されている地域小規模児童養護施設の開設などの計画を平成30年度から令和11年度までの計画として示し、進捗状況に応じて見直しが行われています。 事業計画の策定は、少数の幹部職員だけでなく、心理・家庭支援・自立支援という部門毎に加えて、養護部門においてはユニット毎に多角的な視点で担当者が策定しておられました。そして、年度途中で職員会議の中で進捗状況の報告や振り返る機会を確保し、施設全体で共有して活用されていて、生きた計画となっていることがうかがえました。
	(3)施設長の責任とリーダーシップ 自己評価:N0.5-6	施設長は、職務分掌内に自らの役割を明文化し、施設運営や職員育成に関する責任を職員に表明しておられます。特に、職員が専門職として子どもと接することができるようソーシャルワークの視点を大切にされており、「ソーシャルワーク実践研究」や「ソーシャルワーク実践の事例分析」などの専門誌を職員に一冊ずつ提供し、職員の意識向上に尽力しておられます。
2 法人・施設の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価:N0.7-8	専門誌の購読や、広島県児童養護施設協議会の会議・研修を通じて、社会事業全体の動向の把握に努めておられます。社会的養護施設の今後の動向を見据え、地域小規模児童養護施設や里親養育包括支援(フォスタリング)事業などを視野に入れて、中長期的に職員育成に反映させることも検討しておられます。 定期的な税理士の助言・指導も受けながら経営状況を把握し、改善すべき課題や今後の事業展開に向けて取り組まれています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価:N0.9-12	職員の就職1年目の有給休暇について、従来は半年勤務後に10日間付与していた日数を、採用月から5日間、さらに半年経過後に5日間の付与と取得方法を変更することで、特に不調をきたしやすい新任職員の職場への定着に配慮がされています。また、看護休暇も従来の5日間から10日間に増やすなど、子育て世帯の職員も含め、職員が安心して働ける環境づくりに力を入れておられます。 年度毎にテーマを定め、理論と実践が繋がることをめざした施設内研修が行われ、施設外研修の参加についても計画的にすすめておられます。 年間を通じて、保育士や社会福祉士をめざす学生の実習を積極的に受け入れ、養成校との連携を図り、社会的養護施設の人材育成に取り組まれています。 新任職員研修内容がカリキュラム化されていないという自己評価でしたが、実際には採用初年度にはオリエンテーションに始まり、施設として新任段階で必要な研修を実施するだけでなく個別のチューター制を採用し、休暇取得についても新任職員の燃え尽き防止への配慮がうかがえました。 ◎今後、現在行われている研修をリストアップし、新任職員研修として積極的に意味づけたいかがでしょうか。
	(3)安全管理 自己評価:N0.13	緊急時への備えとして、リスク別の対応手順を定めた「危機管理マニュアル」を整備しておられます。また、緊急時の施設への到着時間なども配慮した連絡網を作成し、連絡手順と関係機関の連絡先とともに職員に周知しておられます。 事故発生時は、事故報告書を作成して再発防止策の検討を行い、施設長とも面談をして再発防止に努めておられます。大きな事故に繋がらないようヒヤリ・ハット事例を大切にし、環境の整備や子どもへの個別説明などの支援方法も含めて検討して安全の確保に繋げておられます。

2	組織の運営管理	(4)設備環境 自己評価:N0.14-15	共有部分として、2階の食堂兼談話室や3階のコミュニティ室を配置し、読書や勉強スペースとしてユニットを超えて子どもが集える場を確保しておられます。ユニット毎に台所やリビング、浴室、トイレ、洗面所を配置し、小学生以上の子どもは個室の居室を準備しておられます。幼児ユニットでは幼児に合わせた洗面台やトイレを設置しておられます。丁寧な掃除が行われており、施設内は清潔に保たれていました。
		(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	祭りや運動会など、地域で開催される行事へ積極的に参加しておられます。また、海上保安大学校や在日米軍、企業によるボランティアを受け入れ、施設内外の行事を通じて、子どもとの交流が行われています。ボランティアに対しては、写真撮影や、個別の約束の禁止など、施設の子どもとかかわる上での注意事項を伝えておられます。
		(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	広島県児童養護協議会や行政の会合・研修等に積極的に参加して、他施設や行政・関係機関と連携するとともに、情報交換や意見の提示をしておられます。財務諸表の開示は規程に基づき、対応をしておられますが、地域住民等への公開については、今後、施設のホームページの改修とともに、検討したいとのことでした。
3	適切な養育・支援の実施	(1)子ども(・母親)本位の養育・支援 自己評価:N0.19-24	自らの声が出せない子どもの気持ちに寄り添い、ソーシャルワークの視点を大切にした支援に努めておられます。11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、虐待防止研修も計画しておられます。子どものプライバシー保護については、「特定個人情報取扱規程」を整備し、運営規程にも秘密保持の項目を設け、施設の特性上、個人情報の取り扱いについては周知徹底しておられます。子どもの記録は施錠可能な棚で適切に管理しておられます。毎年、食事のアンケート調査を実施し、子どもの嗜好の把握や献立に反映しておられます。子どもの意見については、声をあげられない子どもにも、心理士など多職種で関わりながら配慮し、汲み取るよう努めておられます。各ユニットの玄関に意見箱を設置して、子どもの意見・苦情を受け付け、苦情の受付先を玄関先に掲示し、オレンジノートとともに子どもに周知しておられます。受け付けた苦情や意見は、職員で対応方法を話し合い、報告書としてファイルに丁寧にまとめておられます。苦情にまでは至らない意見や要望に対応する仕組みを明文化したものが確認できませんでした。苦情処理体制はきちんと明文化されており、記録様式には苦情だけではなく要望も記入できるようになっていましたので、苦情対応に準じた仕組みを想定されているものと思われました。◎意見や要望についても対応のもしない仕組みを検討いただき、フローチャートやマニュアルとして明文化されることを提案します。
		(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	第三者評価評価は定期的に受審しておられ、自己評価も職員全員で取り組み、課題を意識し、改善に向けて取り組んでおられます。各支援のマニュアルを策定し、感染症対策や特に大切な子どもの支援に関わる内容については、対応手順を視覚的にわかりやすくまとめ、掲示等で職員に周知しておられます。子どもの記録は、パソコンで作成・管理し、職員間で共有しておられます。記録の開示については、法人として規程を定めておられますが、施設での実際の開示手順・範囲や保護者等への周知については、施設の特性上、今後の課題とされていました。
		(3)養育・支援の開始・継続 自己評価:N0.29-32	施設のパンフレットやホームページを作成し、施設概要や支援等の情報を公開しておられます。入所時には、施設内の写真や学校、地域の様子などを写真を用いて施設の様子を説明しておられます。また、子どもが施設に入所する前から、職員が子どもと関わり、入所時の不安を和らげるよう努めておられます。施設の退所については、関係機関と連携し対応しておられます。退所後は、子どもと連絡を取る手段を整備し、様子を確認しながら、必要に応じて支援をしておられます。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：児童養護施設

1 施設の環境整備	(1)快適な空間 自己評価：NO.1-2	窓から瀬戸内海の島々が見渡せる室内は明るく、掃除が行き届いた室内には空気清浄機も設置し、清潔に保たれています。各ユニット毎に、台所とリビング、浴室、トイレ、洗面所を配置し、子どもが家庭的な雰囲気過ごせるよう配慮されています。 小学生以上の子どもは基本的に鍵付きの個室で過ごし、プライバシーが確保されています。
	(2)安心な生活 自己評価：NO.3-4	危機管理マニュアルを整備し、自衛消防組織編成表を作成して、火災や地震時の任務を明文化しておられます。毎月、様々な災害を想定した避難訓練を実施し、1週間分の備蓄は、普段の食事に食材を取り入れながら、定期的に備蓄の入れ替えが行われています。また、職員の連絡先、関係機関や連絡手順をまとめた緊急連絡網を作成し、職員に周知しておられます。 玄関の入り口は2階に設けられており、確実に施錠を行い、セキュリティ面に配慮しておられます。「不審者侵入対応マニュアル」を整備し、対応手順やチェックポイントを職員に周知しておられます。今後、警察と連携した不審者対応訓練の実施も予定しておられます。
2 日常生活の中での支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：NO.5-7	自立支援計画の作成の流れや見直しを行うポイントを「自立支援計画書について」としてまとめ、職員間で共有し、自立支援計画の策定・見直しの基本としておられます。自立支援計画は、6か月毎に見直しをされていますが、毎月のカンファレンスで、子どもの状況を確認し、新たな課題が見い出される度に計画の見直しを行い、支援内容の充実に努めておられます。 自立支援計画策定時には、児童相談所や心理士と連携し、意見を反映しておられます。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：NO.8-13	食事は、調理室で調理されたものを各ユニットの台所で温め直し、盛り付けをして提供しておられます。季節やお祝い事にちなんだ献立や誕生日の子どものリクエストメニューの実施など、食が子どもの楽しみとなるよう工夫しておられます。 食に興味のない子どもも多く、今年度より、調理スタッフと生活支援スタッフが連携して年齢毎の食育の中長期計画を策定し、骨のある魚を食べる体験なども取り入れながら、食事の大切さやマナーが身に付くよう取り組まれています。子どもの成長に合わせて、身だしなみを整えたり、健康管理ができるよう支援をしておられます。また、服薬する子どもも多く、日付毎のファイルで薬を管理し、確実に服薬できるよう工夫されています。 入浴は、子ども同士で順番を決め、夕食までに入れるよう、職員が声掛けをしながら生活リズムに合わせて実施しておられます。 子どもの衣服は、子どもの好みに合わせて子ども自身が外出先で購入し、各自の収納スペースで管理しています。 きれいな状況が心地良いと感じるまでに時間を要する子どもも多く、職員が声掛けをしながら整理整頓ができるよう支援しておられます。
	(3)社会性の獲得 自己評価：NO.14-18	旅行の行き先や長期休暇の生活ルールの取り決めなど、各ユニットで子どもの意見を聴き取り、子どもの自主性を尊重しながら職員が調整し決定しておられます。 運動会やまつりなどの地域行事への参加や、ホテルでのクリスマス食事会などさまざまな機会を設けて、社会ルールの習得に繋げておられます。 性教育については、子どもの状況を見ながら個別に実施しておられます。保健師や心理士などと連携し、毎月、トイレに掲示する健康に関するクイズにプライベートゾーンなど性に関する内容も組み入れ、子どもに周知しておられます。 年齢に応じた小遣いや児童手当などは、子どもと一緒に管理し、ゲームやスマートフォンの購入など、金銭を計画的に使えるよう支援しておられます。 ©LGBTQなど性の多様性を重視する昨今の状況もふまえ、入所児童が当事者である可能性があるとの意識をもち、性教育を職員研修のテーマに取り入れるなど職員の学習機会の提供を提案します。

2 日常生活 の中での 支援	(4)学習・進学・就職 自己評価：NO. 19-20	学校と連携して子どもの学習状況を把握し、学習習慣が身に付くよう支援しておられます。習い事や塾は子どもの希望に応じて対応し、ピアノ教室に通ったり、中学生以上の子どもは塾を利用し、職員が送迎を担当しておられます。高校受験の前から、高校卒業後の進路を見据えた選択肢を子どもと一緒に考え、相談に応じておられます。高校卒業後、進学する子どもも多く、奨学金を活用したりバイトをしながら自立できるよう支援をしておられます。
	(5)その他の支援 自己評価：NO. 21-23	生活のサポートとは別に、専門職として心理士を2人採用されており、子どもの状況に応じて面接を行うなど、職員と連携し子どもの心理的な支援を行っておられます。入所前から子どもと接する機会を設けて施設の様子などを伝え、入所時には、生活に必要な箸や茶わんなどの食器を一緒に揃え、子どもの好きな献立をウエルカムメニューとして提供するなど、子どもの入所の不安を軽減するよう取り組まれています。
3 安心な 生活	(1)虐待の防止 自己評価：NO. 24-25	子どもに対する暴力、虐待防止については、子どもに対して行ってはいけない内容を運営規程の中に「人権の擁護措置」として具体的に示し、職員に周知しておられます。また、他施設での虐待発生事例などを職員と共有し、虐待に関する職員研修も実施しておられます。個室の居室が密室にならないよう、居室に鍵がかかっている場合は特に注意して子どもの様子を確認をしておられます。
	(2)問題行動への対応 自己評価：NO. 26-27	暴力など子どもの問題行動が見られたり、施設内で児童間の暴力等が発生した場合は、職員間で情報を共有し、対応方法を話し合って対応しておられます。些細なことでも家庭支援専門相談員を通じて、児童相談所への報告が行われ、情報を共有しておられます。
	(3)衛生管理 自己評価：NO. 28-29	食中毒や感染症に関するマニュアルを整備して発生時の対応方法をまとめ、職員に周知しておられます。新型コロナウイルス発生時の対応については、視覚的にわかりやすくフローチャートにまとめ、宿直室や職員室などに掲示して注意喚起をしておられます。安全と衛生管理に努めた食材管理や調理が行われています。直近では、子どもの「手巻き寿司」のリクエストメニューを実施するなど、安全性に配慮しながら、子どもに食の楽しさを提供できるよう努めておられます。
4 保護者等 に対する 支援	(1)保護者への支援 自己評価：NO. 30	児童相談所と連携して子どもや家族に関する情報を共有し、保護者への面接などを行い、家族再統合に向けた支援が行われています。面接時には、自立支援計画について確認する場面も設けておられます。状況に応じて、長期休暇などを利用した保護者との面会なども実施しておられます。
	(2)子どもと保護者の 関係等の継続・回避等 自己評価：NO. 31-33	親子関係の再構築に向けて、個々の状況に応じて家族交流を実施しておられます。コロナ禍においては制限もあったようですが、電話やオンラインを活用した面会、手紙などで交流を図り、交流が継続できるよう努めておられました。親子室を設け、子どもと保護者が一緒に過ごせるスペースも確保しておられます。保護者等からの強引な引き取りの可能性のある子どもについては、児童相談所とも連携し、対応方法を取り決め、職員と連携して対応しておられます。
5 地域と のつながり の向上	(1)専門性の向上 自己評価：NO. 34	毎月、施設外のスーパーバイザーがケースカンファレンスに参加し、ケースの助言を行うことで課題を整理し、解決策を検討して改善に繋げておられます。また、施設長や養護主任、心理主任が施設内のスーパーバイザーの役割を担い、職員の支援の質の向上と人材育成の体制を整備しておられます。
	(2)地域とのつながり 自己評価：NO. 35	同敷地内で運営する「児童家庭支援センター明日葉」が秋に「明日葉フェスタ」を開催して地域住民が参画する場を設けたり、地域の秋祭りや運動会に子どもが参加することで、地域住民との交流の機会を持たれています。職員も民生委員児童委員の研修や大学の講義を担当されており、施設の状況を周知する役割を担われています。

<p>6 養育・支援の質の確保</p>	<p>(1)養育・支援の基本 自己評価：NO.36-40</p>	<p>職員同士でフォローをし合いながら、子どもと職員が個別に関わる時間を設け、子どもの気持ちを把握するとともに、信頼関係を構築しておられます。状況に応じて、ケースカンファレンスに学校の先生が参加することで、施設と学校での役割を確認し、スムーズな支援に繋げておられます。</p> <p>職員は、マイナスのスタートになりがちな施設の子どもの生きる力(strength)を信じ、子どもが自分の生きる意味を見出せる支援を基本としておられます。3歳以上の子どもは、近隣の幼稚園の中から、特性に応じた園を選択して通っています。子どもの特性に合わせて、心穏やかに過ごせる環境の整備や子どもの表現の幅を広げ、幅広い年齢に対応した遊具や玩具が準備されています。施設内で基本的な生活習慣が確立できるよう、子どもと一緒に生活ルールを定め、子どもの特性に合わせて、個別に掲示などをして伝えておられます。コロナ禍以前は、隣接する高齢者施設の敬老会や夏祭りの参加、手伝いなどを行われていました。高校生以上の子どもは、アルバイトを経験することで、社会的ルールを習得する機会とされています。</p>
	<p>(2)自己領域の確保 自己評価：NO.41-42</p>	<p>子どもには人との適切な距離の保ち方を伝え、自他の境界線の意識付けをしておられます。子どもが使う箸や食器、服などは自分で選ぶ機会を設け、持ち物は各自の収納で管理をしています。持ち物の紛失防止のために、物の貸し借り禁止のルールを徹底し、整理整頓を心がけておられます。</p> <p>子どもの成長の記録として、個々のアルバムを作成しておられます。小学生以上の学童ユニットに移動する幼児には、幼児期のアルバムを渡し、退所時には、個々のアルバムを渡しておられます。修学旅行や遠足など、学校で販売される写真も子どもと一緒に選び、アルバムに収めておられます。</p>
<p>7 退所後の家庭復帰・支援</p>	<p>(1)継続性とアフターケア 自己評価：NO.43-44</p>	<p>子どもの状況に応じて洗濯や調理などが自分でできるよう、自立に向けて支援しておられます。また、集団生活から一人暮らしに慣れるために、施設内の親子室を利用した自立訓練も実施しておられます。</p> <p>退所後の子どもから、法人のスマートフォンに連絡できる体制を整備し、施設退所後も、状況を確認しながら、必要に応じた支援が行われています。</p>

自己評価・第三者評価の結果 (管理運営編:児童養護)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織 (法人・施設)

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・子ども等に周知されていますか。	A	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	B	A	

(3)施設長の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 法人・施設の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	B	B	○
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	子どもの安全確保	子どもの安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	施設は、子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	施設は、清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	A	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えてありますか。	C	A	
18	財務諸表の公開	子どもや保護者等に対して財務諸表を公開していますか。	B	B	

3 適切な養育(治療)・支援の実施**(1)子ども本位の養育(治療)・支援**

19	子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの子どもを尊重した養育(治療)・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	子どもを尊重する姿勢②	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	子どもの満足の向上	子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	子どもや保護者等からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	C	○

(2)養育(治療)・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供している養育(治療)・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	A	
27	養育(治療)・支援の実施状況の記録	子どもに関する養育(治療)・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	養育(治療)・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	D	B	

(3)養育(治療)・支援の開始・継続

29	養育(治療)・支援の提供開始①	子どもや保護者等に対して、養育(治療)・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	B	B	
30	養育(治療)・支援の提供開始②	入所後に提供する養育(治療)・支援について、子どもや保護者等に分かりやすく説明していますか。	A	A	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	B	A	
32	養育(治療)・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：児童養護施設版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
1. 施設的环境整備					
(1) 快適な空間					
1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	
(2) 安心な生活					
3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	B	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	B	A	
2. 日常生活の中での支援					
(1) 計画に基づいた自立支援					
5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	B	A	
7	本人の自己決定・家族等の参加	自立支援計画は、子ども・保護者・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	
(2) 生活習慣の獲得					
8	食事	子どもが食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行っていますか。	A	A	
9	睡眠	子どもが十分な睡眠をとれるように工夫していますか。	A	A	
10	健康管理	子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
11	身体保清	子どもの発達段階に応じて、身体保清の習慣が身につけられるよう支援していますか。	A	A	
12	衣習慣	子どもが衣習慣を獲得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援していますか。	A	A	
13	整理整頓・生活技術	子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	
(3) 社会性の獲得					
14	自他の権利の尊重	子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
15	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
16	社会的ルールの獲得	子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
17	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	B	B	○
18	主体性、自律性を尊重した日常生活	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
(4)学習・進学・就職					
19	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
20	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	
(5)その他の支援					
21	メンタルヘルス	心理的なケアが必要な利用者に対して、心理的な支援を行っていますか。	A	A	
22	子どもの尊重と最善の利益の考慮	子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、保護者の状況について、子どもに適切に知らせていますか。	A	A	
23	子どもの意向や主体性への配慮	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていますか。	A	A	
3. 安心な生活					
(1)虐待の防止					
24	虐待の防止	子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。	B	A	
25	虐待の禁止	子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	A	A	
(2)問題行動への対応					
26	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
27	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	B	A	
(3)衛生管理					
28	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	B	A	
29	食材管理・調理方法等	食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。	A	A	
4. 保護者等に対する支援					
(1)保護者への支援					
30	保護者(親族を含む)への支援	子どもと保護者との関係調整を図ったり、保護者からの相談に応じる体制がありますか。	B	A	
(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等					
31	子どもと保護者の関係調整	保護者に対して、子どもへの愛着関係、養育意欲の形成を援助していますか。	A	A	
32	必要に応じた心理的支援(サービス)	心理的なケアが必要な保護者に対して、心理的な支援(サービス)を行っていますか。	A	A	
33	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

5. 専門性の向上・地域とのつながり

(1) 専門性の向上

34	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	A	A	
----	------------	---	---	---	--

(2) 地域とのつながり

35	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	A	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

6. 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

36	養育・支援の基本 ①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めていますか。	A	A	
37	養育・支援の基本 ②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していますか。	A	A	
38	養育・支援の基本 ③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障していますか。	A	A	
39	養育・支援の基本 ④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していますか。	A	A	
40	養育・支援の基本 ⑤	秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していますか。	A	A	

(2) 自己領域の確保

41	自己領域の確保①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とるようにしていますか。	A	A	
42	自己領域の確保②	成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしていますか。	A	A	

7. 家庭復帰・退所後の支援

(1) 継続性とアフターケア

43	継続性とアフターケア①	家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っていますか。	A	A	
44	継続性とアフターケア②	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいますか。	A	A	